

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
1	1343	令和元/8/16	福祉保健局生活福祉部保護課	平成28年度の〇〇区に対する指導検査結果通知。	平成31/3/29	開示	【対象公文書】 平成28年度の〇〇区に対する指導検査結果通知	処分取消を求める。平成〇年〇月〇日請求時の〇〇は「医療扶助についての指導している。」説明有ったが、本件資料上には、医療扶助の指導欠如している。	本件開示請求の内容は、「平成28年度の〇〇区に対する指導検査結果通知」であり、対象公文書として「平成28年度の〇〇区に対する指導検査結果通知」を特定し、その全部を開示する旨の決定を行ったものであるから、本件処分は条例の規定に即して適法かつ相当に行ったものである。
2	1448	令和2/2/14	福祉保健局生活福祉部保護課	1 保護課医療担当の業務の職員研修資料（平成30年度及び平成31年度のもの） 2 保護課指導担当業務の職員研修資料（平成30年度及び平成31年度のもの） 3 保護課の転入職員研修資料（平成30年度及び平成31年度のもの）	令和元/10/18	開示	【対象公文書】 1 平成30年度保護課新転任職員研修日程（保護課） 2 生活保護制度のあらまし（平成30年度） 3 生活保護における自立支援の現状と東京都の施策について（平成30年度） 4 保護の決定実施について（平成30年度） 5 福祉事務所の現状と課題（平成30年度） 6 保護施設の現状について（平成30年度） 7 宿泊所の現状について（平成30年度） 8 医療扶助について（平成30年度） 9 平成30年度保護課新転任職員研修 介護扶助について（概要） 10 指導検査とは【検査要綱、要領、検査の目安等】（平成30年度） 11 事務担当者の業務について（平成30年度） 12 運営管理事項及び検査書等について（平成30年度） 13 査察指導員の業務について（平成30年度） 14 医療扶助の指導検査について（平成30年度） 15 介護扶助の指導検査について（平成30年度） 16 ミニ研修「世帯分離」（平成30年度） 17 ミニ研修「法第63条」（平成30年度） 18 ミニ研修「資産活用」（平成30年度） 19 ミニ研修「面談相談の基本的考え方」（平成30年度） 20 ミニ研修「廃止」（平成30年度） 21 ミニ研修「訪問調査及び援助方針」（平成30年度） 22 平成31年度保護課新転任職員研修日程（保護課） 23 生活保護制度のあらまし（平成31年度） 24 生活保護における自立支援の現状と東京都の施策について（平成31年度） 25 保護の決定実施について（平成31年度） 26 福祉事務所の現状と課題（平成31年度） 27 保護施設の現状について（平成31年度） 28 宿泊所の現状について（平成31年度） 29 医療扶助について（平成31年度） 30 平成31年度保護課新転任職員研修 介護扶助について（概要） 31 指導検査とは【検査要綱、要領、検査の目安等】（平成31年度） 32 事務担当者の業務について（平成31年度） 33 運営管理事項及び検査書等について（平成31年度） 34 査察指導員の業務について（平成31年度） 35 医療扶助について（平成31年度） 36 介護扶助の指導検査について（平成31年度）	処分の取り消しを求める。 審査庁の判断の作成か否か。尚、平成29年度作成とは、異なる。 研修資料異なる〇〇区指導担当〇〇・〇〇課長代理である。	本件処分は、条例第11条1項に基づき、適法かつ相当に行ったものである。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
							37 ミニ研修「世帯分離」(平成31年度) 38 ミニ研修「法第63条」(平成31年度) 39 ミニ研修「資産活用」(平成31年度) 40 ミニ研修「廃止」(平成31年度) 41 ミニ研修「訪問調査及び援助方針」(平成31年度) 42 ミニ研修「面談相談の基本的考え方」(平成31年度)		
3	1458	令和2/2/19	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	情報公開課は、「生活文化局人事担当の職員研修資料の請求者の自己情報求める。」中央研修資料該当求める。	令和元/10/10	開示	平成31年度中央研修「情報公開・個人情報保護研修」資料「情報公開制度の概要について」の12ページ目「3 開示請求に係る事務の流れ」	処分の取り消し求める。生広情・生総総・福保生保・福保生地、等の実施機関からは、本件資料の異なる(相違)行為のみである。 情報提供の義務はない弁明書(生広情)有。情報公開課は「情報提供の義務はない。」主張(再三)有:平成31年・令和元年度。 公務上の事実関係は、相互調整の目的?(地方公務員法第29条) 「公務上の事実関係」書く請求人への辛辣な批判と職員の偽り、まる飲みした権利の濫用との不整合。	本件開示請求は、事前に生活文化局総務部総務課人事担当宛に電話連絡をした際に、開示請求予定事項を当該人事担当が事前に確認することについて、中央研修資料で説明しているか確認するために行ったものである。 このため、本件対象公文書を特定し、「開示請求に係る事務の流れ」の中で、相談のあった場合の事前案内について説明するページを開示とする本件処分を行った。
4	1459	令和2/2/19	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	情報公開課の直近最新の中央研修資料全部求める。	令和元/10/10	開示	平成31年度中央研修「情報公開・個人情報保護研修」資料	処分の取り消し求める。公開条例第34条・第36条の中央研修資料欠く。31生広情「弁明書(公開条例第34条・第36条は、情報提供の義務はない。)」根拠欠く。※審査請求人への嫌がらせである。	本件開示請求は、情報公開課が毎年実施する、中央研修「情報公開・個人情報保護研修」について、直近の研修資料を入手するために行ったものである。 このため、本件対象公文書を特定し、開示とする本件処分を行った。
5	1499	令和2/6/12	総務局 人権部 人権施策推進課	平成30年度・平成31年度・令和元年度の東京都人権施策推進指針の理解深める為の中央研修資料の全部求める。(人権部保有のもの)	令和元/12/3	開示	【対象公文書】 ・平成30年5月21日付 平成30年度講師養成研修「人権・同和問題科 基礎」(第1回)「さまざまな人権問題Ⅰ」 ・平成31年1月9日付 平成30年度講師養成研修「人権・同和問題科 基礎」(第2回)「さまざまな人権問題Ⅰ」 ・令和元年5月20日付 平成31年度講師養成研修「人権・同和問題科 基礎」(第1回)「さまざまな人権問題Ⅰ」	処分の取り消し求める。(庁内外の不整合示すもの本件資料) 裁判所は、「みんなの人権」36頁に記載された「※日本はこの条約(人種差別撤廃条約)の締結に当って第4条(a)及び(b)に留保を付しています。」との留保をしていない判決示す(判例)が、H30.5/21資料8頁・H31.1/9資料9頁・R元.5/20資料9頁、判例の表示あり。 処分庁は、特別永住者の特例法の否認示す。 地方公務員法第36条反する。「ヘイトクライム」・「ヘイトスピーチ」の公明正大な周知の日本語訳不知・無知の処分庁職員らに対して、特別職公務員の委員方々は、判例従う答申求める。	処分庁は、本件開示請求書受領時に、平成〇年〇月〇日付〇総人権人第〇号開示決定通知された文書の直近2年分を請求したい旨を本人に確認し、本件処分を行ったものである。 請求人は、審査請求書において、「みんなの人権」(令和元年度発行)の36頁は裁判所の判決に相反する等と主張しているが、当該主張は請求内容とは異なる。